

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	スマダコーポレーション株式会社	コード	6817
提出日	2024/3/11	異動(予定)日	2024/3/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため ■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	梅本 龍夫	社外取締役	○														○	有
2	范 仁鶴	社外取締役	○														○	有
3	早川 亮	社外取締役	○														○	有
4	アルバート キルヒマン	社外取締役	○														○	新任 有
5	上野 佐和子	社外取締役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		梅本龍夫氏は、長年に亘り、経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザー及び立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科の客員教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発及びマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
2		范仁鶴氏は長年に亘り、中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
3		早川亮氏は長年に亘り、金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
4		アルバート キルヒマン氏は長年に亘り、タイムラー・トラック・ホールディングAGの商用車事業の財務・管理部門、事業・製品企画部門の責任者として国際的な経験を重ね、三菱ふそうトラック・バス株式会社において代表取締役社長・CEO等の役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた国際的な経営者としての知識、経験、自動車及び欧州・日本及びアジア市場に関する見識から経営の監督とチェック機能が期待されるためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
5		上野佐和子氏は、長年に亘り、公認会計士として、本邦及び外資系大手企業の監査、ガバナンス強化・ビジネスモデル変革、デジタル化に携わっており、大手監査法人においてパートナー及びディレクターの役職を歴任しました。また、証券取引特別調査官として豊富な経験を重ねました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴において培われた知識・経験から、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待されるためであり、同氏は当社と特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと考えており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

4. 補足説明

スマダコーポレーション株式会社 社外取締役の独立性に関する判断基準
当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれにも該当しない者とする。 1. 現に当社又は当社の子会社・関係会社(以下、「スマダグループ」という)の業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前10年間のいずれかの時期において当該地位にあった者 ・「業務執行者」とは、次に掲げる者をいう(以下同じ)。 イ. 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員 ロ. 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者 ハ. 使用人 2. その配偶者又は2親等内の親族が、現にスマダグループの業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前5年間のいずれかの時期において当該地位にあった者 3. 当社の主要な株主又はその業務執行者 ・「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。 4. スマダグループの主要な取引先又はその業務執行者並びにスマダグループを主要な取引先とする者又はその業務執行者 ・「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、スマダグループとの取引における支払額又はその受取額が、スマダグループ又は取引先の連結売上収益の2%以上を占めている法人等をいう。 5. スマダグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者(法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタント等)。多額の金銭その他の財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。 6. 「多額」とは、過去3年間の事業年度のうち、いずれかの事業年度における年間の金銭の支払いその他の財産の給付が500万円を超える場合をいう(以下同じ)。 7. スマダグループから、多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者 8. 前4項に該当する者の配偶者又は2親等内の親族 9. その他、当社と一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務遂行に支障を来す事情を有していると認められる者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。